



時 歳 風

令和3年 睦月号

豊田市土橋町4-75 BULS12-D号
TEL:0565-41-8777 FAX:0565-41-8778
www.yukikaze55.co.jp/harukaze/kango/
令和3年1月15日発行 通巻第13号

R3介護報酬改定 訪問看護関連 PART1

訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や提供回数等の見直し（減算）

- 訪看 I 5（介護）現行 297単位/回 ⇒ 改定後 293単位/回
- 訪看 I 5（支援）現行 287単位/回 ⇒ 改定後 283単位/回
- 1日2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合
現行1回につき100分の90相当の単位数
⇒改定後 1回につき100分の50相当の単位数
- 理学療法士等が利用開始日の月から12月超の利用者に
介護予防訪問看護を行った場合 1回につき5単位を減算（新設）
- 算定要件
 - ・ 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付すること
 - ・ 対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、「通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加



～新規依頼の受入状況について～

空き枠クイックアクセス

只今人員体制ほぼいっぱいの利用者さんを受け入れさせて頂いており、新規のご依頼の受け入れ余力がなく、日頃案件ご紹介くださる関係者の皆様にはご迷惑をおかけしております。

Webサイトにて下記同様の最新の空き状況を毎週更新しております。ご参照くだされば幸いです。併せて適宜FAXにて空き状況の最新情報も送付させていただきます。体制の増強に鋭意努めております。



「いつもお世話になっています」
プチ職員紹介 作業療法士 岡本



仕事をしていて嬉しい事：

利用者さんが良くなって、行動範囲や楽しみが増える事も嬉しいですが、やはりご自分の事を話してくださったり、困っている事を相談されたりすると、信頼されている実感が得られて嬉しいです。

余暇の過ごし方：

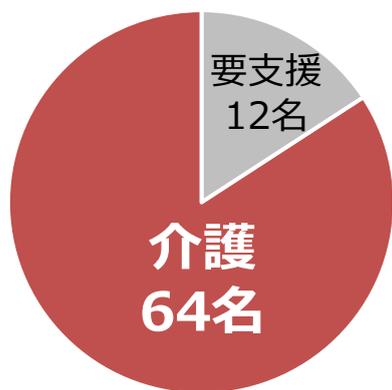
息子が二人いるので、県内の公園巡りしています。大きな遊具やアスレチックがある公園が好きで、名古屋の戸田川緑地、半田運動公園、西尾の愛知こどもの国など、童心に帰って楽しめました。

オススメのお店：

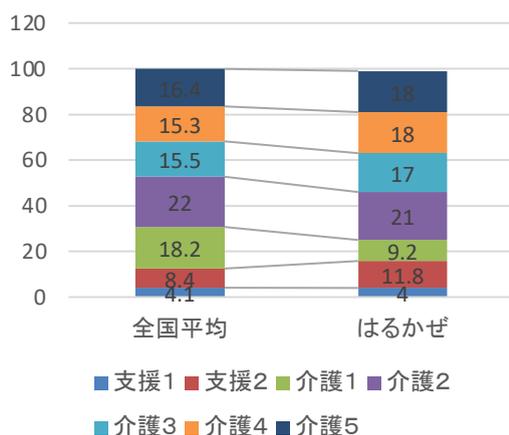
珈琲遇暖のモーニングが好きです。ランプ知立店限定のスイートポテトが少し変わっていて好きですね。

数字で知るはるかぜ 令和2年12月データ

要支援/介護比



介護度割合



平均介護度

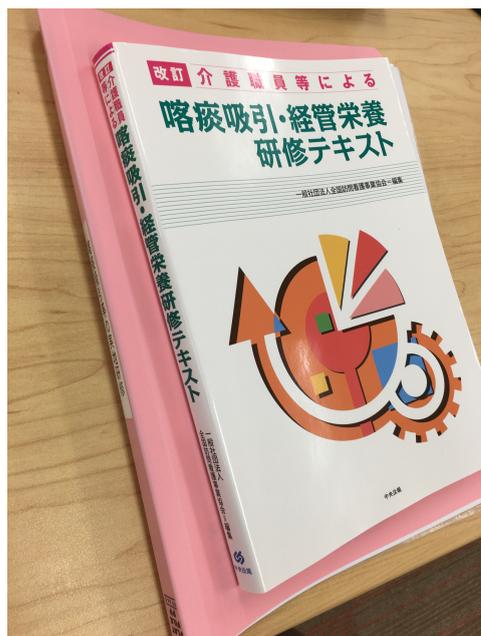


全利用者のうち、介護保険利用者は計76名。要支援12名・要介護64名となっています。要介護者対象での平均介護度は「3.2」と、全国平均*よりもかなり介護度の高い利用者さんを担当させていただいています。介護度3以上の割合は、訪問看護ステーションの全国平均より高い水準で推移しております。

* 出典) 厚労省 介護給付費実態調査

某月某日 はるかぜ豊田 日々ステーション日記

■ 12月某日 「他施設職員さんへの喀痰吸引等研修実施」



介護施設の職員さんが、施設の入居者さんに痰の吸引や経管栄養を実施するには、認定期間での研修と、連携先看護師による実技講習を終了しなければいけません。

いつもお世話になっている施設様からのご依頼で、実技講習の講師資格を持つ所長が施設に伺って実技の講習と認定テストをさせていただきました。講師資格取得から少し間隔も空いたので、テキストを読み直して手順のおさらいもして、早速施設さんに向かった所長です。

「うまく指導できなかつたらどうしよう・・・」と不安を持ちながらの施設訪問だったのですが、職員さんが熱心で大変優秀な方だったこともあって、無事スケジュール通り実技認定完了となりました。今後も地域の他事業者との連携案件も増えてきそうです。訪問が立て込む中ではありますが、できる限りこうした連携にも応えていきたいと思えます。

(裏ページより続く 2/2)



はい。公的年金も保険の一種なので、一定の保険料をきちんと納めていた方や免除を受けていた方のみが恩恵を受けられる制度となります。初診日の前日時点での納付状況が問われ、「初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと」または「初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること」これらいずれかの要件を満たしていないと、そもそも請求自体ができなくなってしまいます。

私は初診日まで、ずっと厚生年金を納めていたから大丈夫ということですね。



そういうことです。そして最後に**障害状態要件**というものがございます。原則として、**初診日から1年半経った日を「認定日」と呼びますが、その時の障害の程度が日本年金機構が定める障害等級に該当していれば、障害年金を受給することができます。**

結局はそこなんですよ。正直、自分が障害年金を受給できるか不安です…



そうですね。障害等級に該当するかどうかは審査次第といったところもありますが、せっかく年金保険料を納めてきてみえるので、請求だけでもしてみましょうよ！

はじめての障害年金請求 第1回 (全3回)

パーキンソン病での障害年金の請求を考えている「ハルさん」と障害年金の請求手続きを得意とする「社会保険労務士（社労士）」のお話

すみません、障害年金の請求を考えているんですが…



障害年金請求で最も重要となるのが『初診日』です。ご自身の傷病に関して、最初に受診した医療機関（診療科）の初診日を確定させる必要があります。



そうなんです。自分はパーキンソン病を患っていて、現在通院している医療機関（脳神経内科）の前に、足に違和感を感じて別の医療機関（整形外科）を受診したことがあります。当時、整形外科の医師からはパーキンソン病だとは言われなかったんですが…



初診日は、その傷病ではじめて医師または歯科医師の診療を受けた日となります。必ずしも確定診断のあった日ではございませんので、ハルさんのケースだと整形外科が初診とされます。その初診日時点で何の年金制度に加入していたかによって、対象となる障害年金の種類も変わってまいります。



確か、仕事終わりに通院していたので、社会保険（厚生年金）に入っていました。



それは良かった。初診日時点で厚生年金（または共済年金等）に加入していると、国民年金に加入していた方より、いろいろと保障が手厚くなります。ちなみに、その会社には長く勤めてみえましたか？



整形外科をはじめて受診した頃には、すでに20年以上勤めていたかと思います。



それなら、保険料の納付要件も良さそうですね。



保険料の納付要件！？



(裏ページに続く 1/2)

監修：  障害年金支援テラス 代表 社会保険労務士 加藤 聡

日本年金機構（年金事務所）での実務経験を有し、愛知・岐阜を中心に多くの方の障害年金請求代行実績がある。「障害年金セミナー」や「個別相談会」を各地にて開催しており、豊田市でも今年4月に開催予定。



ニュースレターバックナンバー

<https://yukikaze55.co.jp/category/blog-houmon/newsletter>